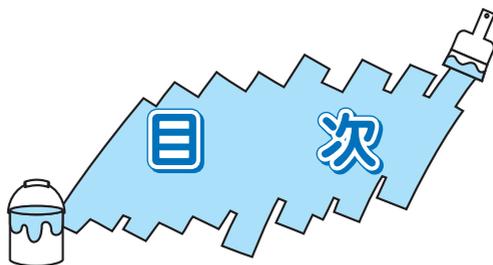


# インターネット ガイドブック



心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）



まえがき .....	1
インターネットのトラブル事例 .....	2
フィルタリングソフトの利用 .....	18
困ったときの情報・相談窓口 .....	20
インターネットに関する法律 .....	22
用語解説 .....	24
インターネットおさらいチェック .....	28
家族で少し努力してみましよう .....	32

---

## まえがき

---

インターネットや携帯電話は私たちの生活を豊かにし、個人のライフスタイルの可能性を広げてくれる便利なツールです。調べ物をしたり、趣味を見つけたりと、そこには多くの役立つ情報が存在します。

しかしその反面、有害情報を掲載したページや迷惑メール、架空料金請求、プライバシー侵害などの影の部分が多く存在し、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれる事件が見受けられます。

子どもたちは、インターネットや携帯電話を手軽に利用し、時として大人よりも上手に使いこなします。しかし一方では、その便利さの裏に潜む危険性に対して、全くといっていいほど無防備であり、自ら身を守る知識や方法も不十分です。

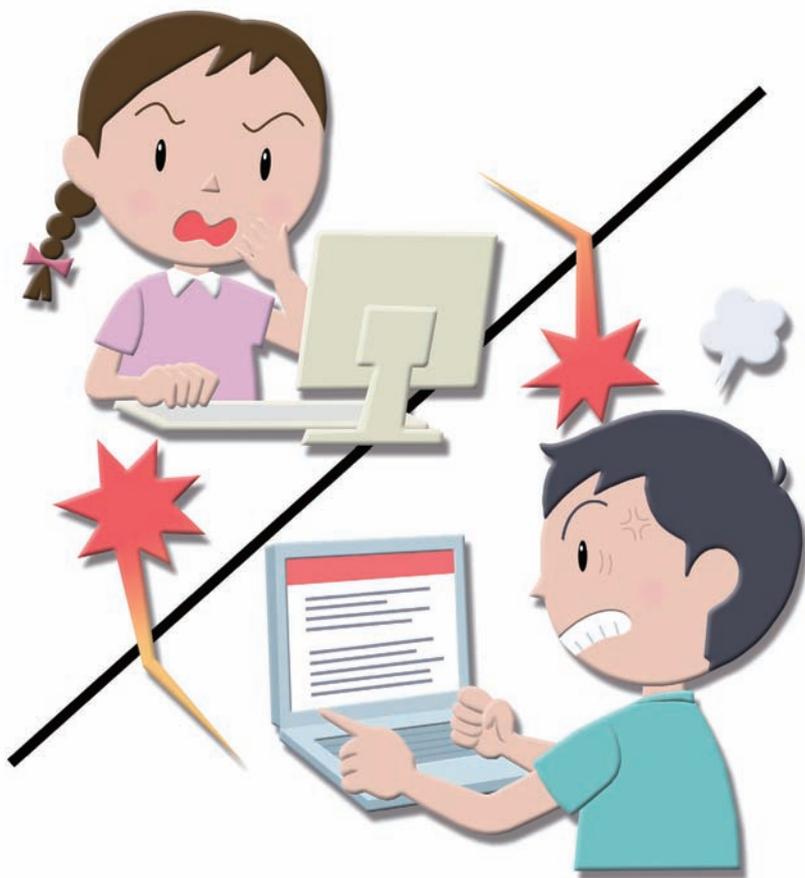
保護者や教師は、インターネットの正しい利用の仕方を理解し、責任をもって子どもたちを指導し、守ってあげなければなりません。

心の東京革命では、子どもたちがインターネットや携帯電話の危険性に翻弄されないための取組を推進するため、インターネットガイドブックを作成しました。

このガイドブックでは、子どもたちの身近に起こりうるトラブル事例をもとに、インターネットや携帯電話を利用する際に必要なルールやマナーを紹介していきます。ご家庭や学校でご活用ください。

# 事例 1

チャットで親しみをこめて「バカなんだからもう～」と書いたら「ひどい！」と言われて、反論してきました。冗談だったのに、友だちはどんどん悪口を書いてきます。他の人にそのやりとりが見られてイヤな気分です。



## 解説

掲示板やチャットでは、表情や声の感じが伝わらないので、軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手にはきつい表現だと受け取られたり、ちょっとした表現がもとで誤解を生みケンカになったりすることがよくあります。

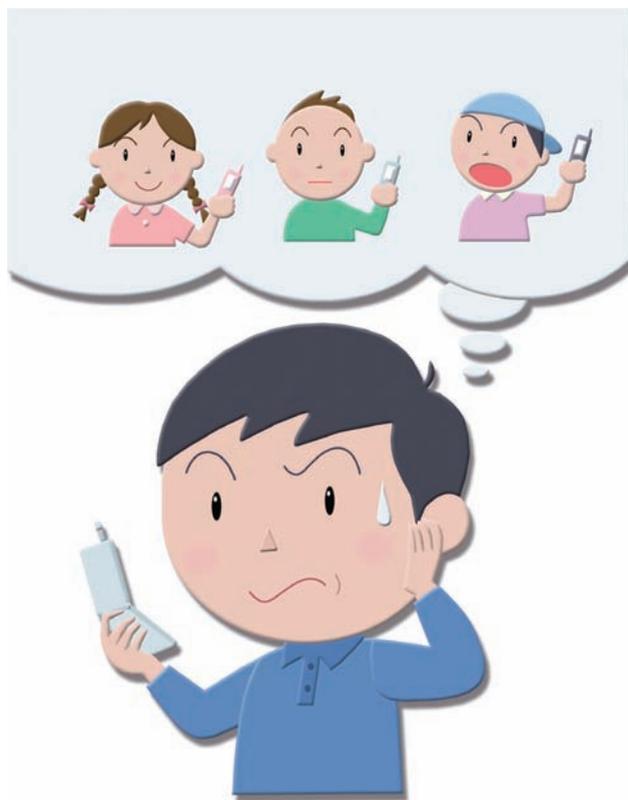
このような場合は、いったん書き込みをやめて、少し時間をおくのが良い方法です。もし子どもが友だちとケンカになったら、インターネット上での会話をしばらくやめるように言いましょう。自分ひとりで解決しようとして、悩まないようにすることが大切です。

## チャット

「おしゃべり」という意味で、インターネットにつないでいる者同士が文字を使ってリアルタイムに会話ができるサービス。

## 事例2

こんなメールが届きました。「友だちのお姉さんの、犬のブリーダーの会社が潰れてしまい、ラブラドルの赤ちゃん30匹が処分されることになってしまいました(;\_;)なので飼える人を探しています!!お金はいらないそうです。飼えなくてもお友達にこのメール回してくれたら嬉しいです(>\_<)来週いっぱいタイムリミットらしいので、時間がありません…よろしくお願いします!!」



## 解説

どんな内容であっても「このメールを転送してください」と書かれたメールを受け取ったら、友だちに送ってはいけません。自分がもらって悩むようなメールは友だちがもらっても同じように困るものですから、どうなるか想像してみるとよいでしょう。

## チェーンメール

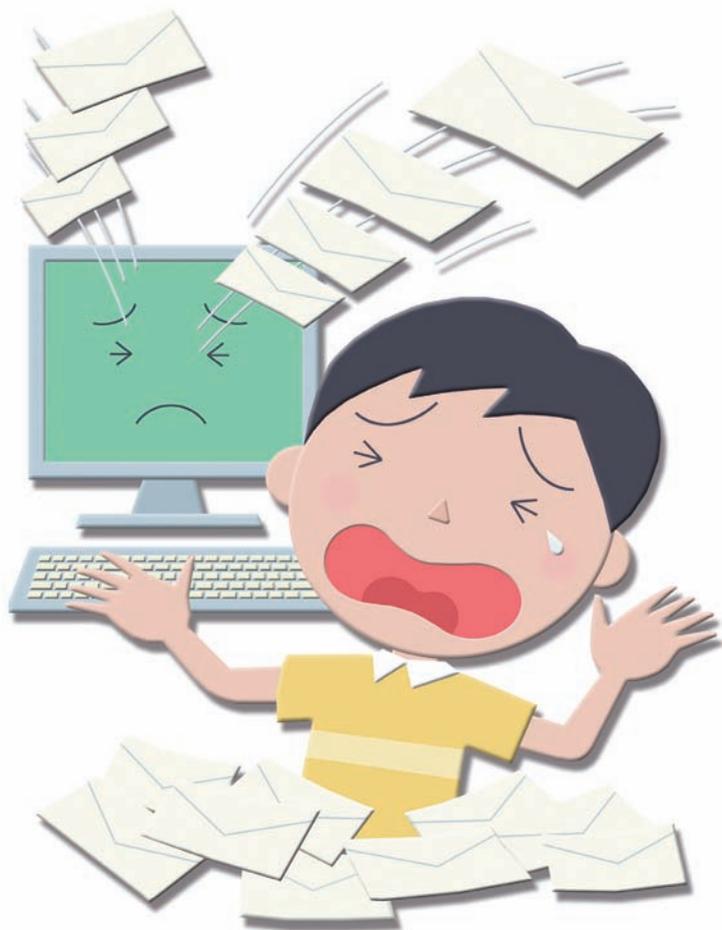
同じ内容を不特定多数に対して送るよう求めるメールのこと。「このメールをできるだけたくさんの人に送ってください」といった内容で、中には重要そうな内容のものや、あるいは善意の内容に見えるものもあります。

### 〔例〕

「地震被害者の募金に協力してください。」

## 事例 3

「サッカーチケットが当選しました。」とメールが届きました。住所・氏名・メールアドレスを記入して送ったのにチケットは届きません。その後、たくさんの広告メールが届くようになりました。



## 解説

一方的に送りつけられる広告メールやイベントなどの勧誘メールは、無視しましょう。「このメールが不要な方は、件名欄に受信拒否と書いて返信してください」などと書いてあっても、返信してはいけません。そのメールアドレスが存在していることを相手に知らせてしまうからです。

事例では、はっきりしない相手に個人情報やメールアドレスを送ってしまったため、メールアドレスが迷惑メールを発信する業者に渡ってしまい、広告メールがたくさん届くようになったと考えられます。

サッカーチケットが当選したというメールが、どうして自分宛に届いたのか不思議に思うとよいでしょう。

### ウェブページを作成する方へのアドバイス

ウェブページにメールアドレスを掲載すると、迷惑メール発信目的のメールアドレス収集ソフトに認識され、迷惑メールが増える原因になります。収集ソフトは、メールアドレスの「@」マークを探すので、メールアドレスの文字列を画像ファイルにしたりすると、メールアドレスを認識できなくなり非常に効果的です。

## 事例 4

「私のこと覚えてる？」と、携帯メールが届き、選択されたURLをクリックしてしまいました。「会員登録完了」のメッセージが表示され、数分後に3万5千円を請求するメールが来ました。



## 解説

利用した覚えがない架空のインターネット利用料金の請求などが届いた場合、利用していなければ支払う必要はありません。

子どもが、このような架空請求メールを受け取ったとき、あるいは、いやがらせや脅迫的な内容のメールを受け取ったときは、必ず保護者や教員などに相談するように言いましょう。

送られてきたメールに置かれている URL をクリックしただけで「入会登録になった」といったワンクリック詐欺の手口が増えています。突然来たメールの URL はクリックしないようにしましょう。携帯電話会社によっては、URL の付いているメールをブロックする仕組みが導入されています。

### こんな例もあります

利用規約は画面の下の方にあり、「メニューをクリックしたら契約成立」「只今キャンペーン中、3日以内に支払えば2万円、それ以降は5万円」「入金の確認できない場合は1日につき500円のアカウント維持費がかかる」「回収手数料や回収員の交通費も請求する」などと書かれています。

## 事例5

オンラインゲームに負けてばかりなので、強い人のIDとパスワードを使ってゲームをして、欲しいアイテムをゲットしたい。友だちのなら使ってもかまわないよね。



## 解説

他人のIDでオンラインゲームをすることは、不正アクセス禁止法違反です。弱くたっていいじゃない、頑張っって強くなるのが楽しいことです。

## オンラインゲーム

インターネットを經由して複数の人々が同時に楽しむことができるゲーム。大規模な仮想社会での生活を楽しむものもあるが、ゲーム内での会話から個人情報が出たり、仮想社会でのお金が現実の社会で売り買いされることなど、社会問題になっている。

## 不正アクセス禁止法

他人のIDやパスワードを無断で利用したり、許可されていないネットワークシステムにアクセスすると不正アクセス行為として処罰の対象となります。子どもがオンラインゲームなどで他人のIDを利用する例も該当します。他人のIDや名前を利用して、ネットワーク上で別の人間になって、ふるまう行為を「なりすまし」と呼んでいます。

## IDとパスワード

IDは、Identification（識別・証明）の略。使っている人が誰なのかを識別するための文字列をいう。パスワード（暗証番号）と一緒に使われることが多い。

## 事例 6

ウェブページに載っている大好きなアニメのイラストが簡単にパソコンにコピーできることがわかりました。私のページに挿絵として小さく掲載しても問題はないよね。



## 解説

ウェブページで見ることができる、他人が書いた文章や絵、他人が撮った写真なども、勝手に使ってはいけません。使いたいときは、それを作った人から許可をもらうことが必要です。利用の決まりが書いてある場合もあります。

他人が書いた文章や絵を、ウェブページや宿題のレポートなどに使いたいときには、その文章を書いた人やその絵を描いた人（＝著作権者）から許可をもらわなければいけません。プロの作家でなくても、友だちが書いたり描いたものでも、ちゃんと著作権があります。一方、ご自由にお使いくださいと書かれたイラストなどを使う場合でも使用条件があるかどうかを確かめて、定められた条件の通りに使用しましょう。

インターネット上では、簡単に絵や文章が手に入るため、安易にそれらを無断で使っている人を見かけますが、それらの行為は著作権法違反になるので、真似してはいけません。

## 著作権法

文章や写真、音楽などの著作物をインターネットで公開する場合は、著作権者の許諾を得なければなりません。著作権者の許可なく勝手に利用すると、著作権侵害となります。

# 事例7

掲示板で見つけたやさしそうなお兄さん風の人に返事をしてみました。メールをやりとりするうちに、だんだんと打ち解けあい、向こうから「会いましょう。」と言ってきました。きっとやさしい人に違いないと思って行ってみたら、年齢もイメージも全然違う人でした。



## 解説

携帯電話に出会い系サイトの案内メールが送られ、興味本位でアクセスすると、そこには一見して楽しそうな書き込みがあります。「見ない、書かない、会わない。」ようにしましょう。

案内メールが送られてきます。アクセスしてみると、「同じ趣味を持った理想的な相手がありました。」という書き込みがあります。



## 返事を書くと・・・

やさしそうな人の写真つきで、「会いたいですね。」と言ってくれました。



## 会ってしまうと・・・

「強制わいせつ」や「誘拐」などの事件に巻き込まれる可能性があります。「会うこと＝キケンなこと」と思いましょう。やりとりをしていくとだんだん相手のことをわかった気になります。しかしそれが相手の狙いなのです。

## 事例 8

普通のキーワードの言葉で検索したのに、検索結果はほとんどアダルトサイトでした。子どもがいきなり見てしまうと思うと不安です。



## 解説

インターネットでは誰でも簡単に、他人の目で内容をチェックされることなく、情報を発信することができます。そのため、インターネット上には、ポルノ画像や暴力画像、他人に対する心ない言葉など、子どもに見せたくない有害なウェブページが多数あります。

### 子どもにとって有害なウェブページ例：

- ・アダルトサイト（ポルノ画像や風俗情報）
- ・出会い系サイト
- ・暴力残虐画像を集めたサイト
- ・他人の悪口や誹謗中傷をのせたサイト
- ・犯罪を助長するようなサイト
- ・薬物や麻薬情報をのせたサイト

アダルトサイトでは、「18歳未満入場禁止」などの表記がありますが、年齢を確認する手段がないため、誰でも簡単に入場することができます。このようなサイトにアクセスさせないよう注意を払うとともに、フィルタリングソフト（後述）を利用してください。

親が子どものインターネット利用を制限できるの？

## フィルタリングソフトの利用



## 解説

アダルトサイトが子どもにとっていかに有害であっても、他人のウェブページの公開を止めさせることはできません。情報を発信する人の表現の自由を奪うことになるからです。また、日本では非合法であっても、海外に存在しその国では合法のウェブページもあり、それらの公開を止めさせることはできません。

有害なウェブページを子どもに見せないようにするためのソフトウェアが、「フィルタリングソフト」です。フィルタリングソフトを使うと、情報を受け取る側で有害なウェブページの表示をさせないようにすることができます。（但し、100%ではありません。）

お子さまのいらっしゃるご家庭では、フィルタリングソフトを購入し、パソコンにインストールするか、インターネット事業者が提供するフィルタリングサービスの利用をお勧めします。東京都の青少年健全育成条例では、インターネット事業者に対し、インターネットや携帯電話の利用者に青少年が含まれる場合、フィルタリングサービスを告知し、その利用を勧奨する努力義務を負わせています。

トラブルに出会ったら、分からないことがあったら？

## 困ったときの情報・相談窓口



### フィルタリングソフトおよびルールとマナー

財団法人インターネット協会

<http://www.iajapan.org/rating/>

<http://www.iajapan.org/rule/>

### インターネットトラブル情報提供

インターネットホットライン連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/>

インターネット・ホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/>

迷惑メール相談センター（財団法人日本データ通信協会）

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/top.htm>

## トラブル相談窓口

### 警視庁ハイテク犯罪対策総合センター

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku1.htm>

電話 03-3431-8109

### 東京都消費生活総合センター

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/net/>

(携帯版) <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/i/>

### 東京都消費生活総合センター

#### 架空請求専用ウェブページ「STOP！架空請求！」

<http://www.anzen.metro.tokyo.jp/net/>

### 東京都消費生活総合センター 架空請求専用相談電話

電話 03-3235-2400

### 社団法人著作権情報センター

<http://www.cric.or.jp/>

## 携帯電話・PHS

NTT ドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/>

Au by KDDI <http://www.au.kddi.com/>

TU-KA <http://www.tu-ka.co.jp/>

ボーダフォン <http://www.vodafone.jp/>

ウィルコム <http://www.willcom-inc.com/ja/>

## 子どものためのページ

### ハイテクキッズ（警視庁）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/hikids/hikids.htm>

### コピーライト・ワールド（社団法人著作権情報センター）

<http://www.kidscric.com/>

## 子どもに関する法律やガイドラインはあるの？ インターネットに関する法律



### 出会い系サイト規制法

出会い系サイトを利用して、18歳未満の児童を性交等の相手方となるように誘引してはいけません。お金を目的とした交際の相手方となるように誘引することも犯罪行為です。誘った児童も罰則の対象となります。

## 特定商取引法および特定電子メール法

請求されていない商業広告メールを送る場合には、特定商取引法および特定電子メール法により義務づけられている事項を表示しなければなりません。表示義務に違反すると、行政処分の対象となります。

## 個人情報の保護に関する法律

コンピュータに蓄積された個人情報の大量漏えい事件の多発、ネットを介した個人情報の無断収集やそれらの公開による人権侵害など、ITの進化にともない、個人情報を取り巻く状況は、急速に変化しています。個人情報を取り扱う事業者には、遵守すべき義務が課せられます。

## 電子消費者契約法

操作ミスによって、買うつもりのないものの購入を誤って申し込んでしまったような場合、電子消費者契約法に基づき、操作ミスによる契約の無効を主張することができます。

## 東京都の青少年健全育成条例

インターネット事業者と保護者等の責務を以下のように規定しています。

- インターネット事業者は、フィルタリングを利用したサービスを開発し提供します。青少年が利用する場合には、このサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨する努力義務を負っています。
- インターネットカフェは、青少年の利用者に、フィルタリング付の機器の提供に努める義務を負っています。
- 保護者は、フィルタリングソフトの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努める義務があります。
- 保護者及び青少年の育成にかかわる者は、青少年にインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について教育に努めなければなりません。

# 用語解説

### ●アバター

ネットにおいて、もう一人の自分として表現するためのキャラクターのこと。体型・髪型・服装などを選択して、自分の好みで作ることができる。

### ●架空請求メール詐欺

身に覚えのない通信利用料やウェブサイトのコンテンツ利用料金を請求する内容のメールを送りつけ、お金をだまし取る行為。アダルトサイトの利用料やオンラインショップの商品代金など名目はさまざまで、債権回収者をかたって架空の債権の請求を行うなど、手口が巧妙なものもあり、被害が増大している。

### ●コンピュータウイルス

コンピュータの正常な動作を妨害したり、ファイルを壊したりする悪意のあるプログラムのこと。ウイルスによって、コンピュータが正しく動作しなくなった状態を「感染」という。ウイルスは、ネットワークやUSBメモリなどを通じて他のコンピュータにも感染を広げる。ウイルス駆除と感染予防のためには、ウイルス対策ソフトの利用が効果的。

## ●肖像権

承諾なしに、みだりに容貌・姿態を撮影したり公開されたりしない権利。本人の許可なく、容姿などを撮影したり、その写真をウェブページなどで公開したりすることは、肖像権の侵害にあたとされる。

## ●ねずみ講

一人の加入者が二人以上を勧誘して加入させることを前提として、後順位者が先順位者に支払う加入金によって「必ずもうかる」と約束する組織のこと。「ねずみ講防止法」で禁止されている行為。

実際にはもうからないもので、「楽しんでお金がもうかる」というような話は、何かおかしい、と考えるようにするとよい。

## ●ネット依存症

メールのやり取りや掲示板、チャット、オンラインゲームなどに異常に執着し、ネットのコミュニケーションに多くの時間を費やし、日常生活に支障が出るような症状のことをいう。

## ●ファイル交換ソフト

インターネットのユーザー同士で直接ファイルを交換するためのソフトウェア。音楽データや画像データを簡単にやりとりできるとして、急速に普及した。市販の楽曲データの交換も容易に行えるため、著作権の侵害が頻繁に行われるとして大きな問題となっている。代表的なものにWinny（ウイニー）があり、最近では、Share（シェア）も登場している。

## ●フィッシング

魚釣り「fishing」と手法が洗練されている「sophisticated」から造られた「Phishing」のカタカナ表記。著名企業の公式メールを装ったメールをユーザーに送りつけ、その企業の公式サイトに似せてURL表示まで偽装したニセのサイトにアクセスさせた上、クレジットカード番号や個人情報を入力させてだまし取るという手口の詐欺。こうしたメールが届いて不自然さを感じた場合は、安易に指示通り画面入力することなく、その本物のサイトの問い合わせ窓口を確認するとよい。

## ●フレーミング

掲示板やチャットで、他の参加者をはげしく批判したり、相手を挑発するような発言をしたりすること。または、そのような書き込みから発展した、激しい言い争いのこと。掲示板やチャットでは、表情や口調がわからないため、ちょっとした言葉の行き違いや意見の食い違いなどから、フレーミングになってしまうことがある。

## ●ブログ

「Web log」（ウェブページの履歴の意味）。日記形式のウェブページのこと。簡単に作成できるので便利だが、他の人がコメントを書き込んだりすることもできるため、誹謗中傷やアダルトサイトへのリンクが書き込まれたりすることもあり、初心者トラブルも多くなっている。

## ● SSL (エスエスエル)

Secure Socket Layer の略。サーバーとブラウザとの間の通信を暗号化するためのプロトコル（やりとりの約束事）。このプロトコルを利用することで、プライバシーにかかわる情報やクレジットカード番号などを安全にやりとりすることができる。SSL によって安全なデータ交換を可能にした HTTP プロトコルは HTTPS と呼ばれ、対応したウェブページの URL の先頭には「https://」と表示され、ウェブ画面の下に「鍵がかかったマーク」が表示される。これを実現するために必要なサーバー証明書を発行する企業は、サイト運営者の存在を確認するので、オンラインショッピングをする際の信頼の目安になる。

## ● 2ちゃんねる (にちゃんねる)

日本において最大規模を誇るインターネット掲示板の集合サイト名。様々なテーマの掲示板がある。ボランティア的に運用されているので、誹謗中傷的な書き込みが問題視されることが多い。

# インターネット おさらいチェック



つぎの項目に当てはまるかどうか、チェックして確認してください。

**Q 1**

いろいろな人が見ている掲示板で、友だちが自分に対してきつい書き込みをしたので、言い返してもいいよね？

**Q 2**

知らない人から好きな野球チームの特別指定席券が当選したというメールが届きました。家族構成や学校名や年齢まで書かないと申し込みできません。どうしたらよいですか？

**Q 3**

ハイキングの写真がよく撮れたのでウェブページに載せたいと思います。写っている人全員に聞かなくても後で報告すれば勝手にのせちゃってもいいよね？

**Q 4**

オンラインゲームに強い人のIDを偶然手に入れてしまいました。このIDでゲームをすれば勝ちすすんで、好きなアイテムをゲットできます。誰にも迷惑かけないからいいよね？



## ..... 答 え .....

A 1

自分に関するウソや、根拠のないウワサ話があったとしても、掲示板やチャット、メーリングリストに安易に書かないようにしましょう。そういった時の書き込みの言葉はきつくなりがちです。時間をおいて冷静になりましょう。

**A 2**

何でも気軽に家族の情報を書いてはいけません。アンケートサイトや懸賞サイトなどには、名前や住所を書き込む部分がありますが、信頼できるものかどうかを確認しましょう。宣伝目的のメールが増える結果となってしまいます。

**A 3**

写真の内容によっては危険なこともあります。誰だかわかる写真なら、のせる前に写真に写っている人全員に聞きましょう。インターネットに写真をのせるのは、そこらじゅうの電信柱に写真をはっているようなもの。他のページにコピーしたり悪用されたりする可能性もあります。自分の顔がのるのがイヤな人がいるかもしれないですね。

**A 4**

他人のIDを使うことは、不正アクセス禁止法違反です。そのIDの持ち主にパスワードを変更するように伝えてあげましょう。もし自分のIDが勝手に使われていたらイヤですね。

## メーリングリスト

インターネット上で、メールを利用して、特定の複数メンバーと情報交換を行うシステムのこと。掲示板と同じように情報を共有することができるが、参加するには登録が必要。

それでは、あなたの家族はどうする？

## 家族で少し努力してみましよう

子どもを見張るのではなく、子どもと同じ視線で話し合うきっかけを作りましょう。



## 子どもにインターネットを教えてもらおう

「インターネットのどんなページが面白いの?」「掲示板の書き込みの仕方を教えてくれないかな?」「どんな風に使っているの?」

子どもは優越感をもって教えてくれるはずです。

## 子どもにワザを教えてあげよう

子どもが悩んでいたなら家族の出番です。他人と上手くコミュニケーションをとるワザ、言葉のもつチカラ、インターネット上のたくさんの情報の中から役に立つ情報を選ぶワザ、など。

教えられるのは人生の先輩である家族です。

## ルールを作ろう

家族でルールをつくってインターネットを安心・安全に利用しましょう。

例) 掲示板、チャットで悪口を書かない

利用時間を守る: 1日〇時間

自分や家族などの名前や住所は教えない

保護者の目の届くところで使う、など



## インターネットガイドブック

発行：心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）  
〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03-5388-3064  
（東京都青少年・治安対策本部内）

企画協力：財団法人インターネット協会

平成18年6月発行

心の東京革命HP <http://www.kokoro-tokyo.jp/>



古紙配合率100%再生紙を使用しています



Trademark of American Soybean Association